

新国会発足後のベネズエラ

坂口安紀

新国会発足

ベネズエラでは、2010年9月の国会議員選挙（一院制）で選出された新議員からなる新国会が、1月5日に発足した。前回（2005年）の選挙では、現政権のチャベス派が支配する国家選挙管理委員会（以下「選管」）への不信感と選挙不正疑惑から反チャベス派政党が選挙をボイコットしたため、100%の議席をチャベス派が獲得した。その後一部与党議員および連立政権を組んでいた2政党がチャベス政権から離反したものの、議員の9割近くをチャベス派が支配する状況は旧国会の任期最後まで続いた。チャベス派が完全支配する国会は、チャベス大統領の意のままに議会を運営し、大統領に対して2度にわたり大統領授權法（Ley Habilitante、一定期間大統領に立法権を付与する）を承認し、同法のもと大統領は数多くの法律を成立させてきた。

このような状況は、2010年9月の国会議員選挙で反チャベス派が躍進し、5年ぶりに国会内に3分の1強の反対派勢力が誕生したことで一転した。165議席中チャベス派は過半数の98議席を獲得したが、これは選挙直前に国会と選管が与党に有利になるように選挙法と選挙区割りの変更を行った結果であり、得票率ではチャベス政権に反対する勢力が52%を獲得した（写真1。詳細は坂口[2010]を参照）。

チャベス派は過半数の議席を確保しているため一般法の制定・改正は依然として可能なものの、大統領授權法や、一般法よりも制定・改正基準が厳しい組織法（Ley Orgánica）⁽¹⁾の制定・改正に必要な議席数には届いていない。また、新国会では3分の1強の反対派勢力が生まれたことで、今までは実質的な審議をせずに政府の意のままに法律を制定し、政府に対するチェック機能も果たしてこなかった国会が、実質的な法案審議と政権へのチェック機能を回復させることが期待される。

「パケタツソ」

1月の新国会発足でこのような状況に直面することを想定し、チャベス派は、旧国会の任期中にできるだけ手を打っておくという戦略に出た。まず12月半ばまでの会期を新国会設立直前まで延長した。そして旧国会期間中にできるだけ数多くの法案を通過させるべく、実質的な議論は抜きに法律制定に必要な2回の国会審議をクリアするため、クリスマス休暇も返上して連日連夜明け方までのマラソン審議によってわずか1ヶ月で39もの法律をスピード通過させた（*El Universal*, 5 de enero, 2011）。このかけ込み立法は「パケタツソ（法律パッケージ、paquetazo）」と呼ばれている。

「パケタツソ」には、地方行政改革（地区評議会の廃止や、教育・保健衛生などの社会政策の運

営権限と予算を州・市政府から地方住民委員会 [Consejos Comunales] に移転することなどを含む)、テレビ、ラジオおよび電子通信社会責任法の改正 (マスメディア規制の対象にインターネットも加えた)、大学教育法改革 (大学の自治を制限し、イデオロギー介入を義務づける) など、多くの重要な法律が含まれていた。これらの大半は反チャベス派のみならずチャベス派も含めた一般有権者の反発も強く、加えて制定された法律の内容が憲法の規定と矛盾するなど多くの問題を抱えていたにもかかわらず、チャベス派が支配する旧国会はそれらの法案をスピード承認した。

なかでも正当性が強く疑問視されたのが、チャベス大統領にとっては4度目となる大統領授權法の承認である。チャベス大統領は11月から続いていた豪雨・土砂災害への対策を理由に大統領授

権法の承認を国会に求めた。1月以降の新国会では大統領授權法の付与に必要な議席数をチャベス派がもたないため、旧国会中に授權法の通過を急いだものだが、残り任期がわずか半月の旧国会が、今後18ヶ月にわたって (すなわちそのほとんどすべての期間が新議会の任期中にあたる) 大統領に立法権を付与する同法は、その正当性が国内外より厳しく問われ、批判されている。

12月の「パケタツソ」に対しては反チャベス派政党や市民社会組織、市民、そして学生らが大きく反発した。しかし大学や多くの職場が12月半ばには早くもクリスマス休暇に入っていたため、組織的な抗議行動を実施するのは困難で、年末にはさほど大きな抗議行動は見られなかった。しかし年明けとともに、大学生を中心に抗議活動が一気に盛り上がる気配を見せた。大学生は

「チャベス政権は、”市民が主役の参加型民主主義” (democracia participativa y protagónica) を掲げているにもかかわらず、大学教育法改正にあたり、国会議員や文部大臣が一度たりとも学生や大学に法案の内容を知らせることなく、同法を改正した」として強硬な姿勢を見せた。このような状況で、チャベス大統領は年明け早々、2週間前に国会を通過したばかりの大学教育法に対して拒否権を発動して無効にせざるを得ない状況に追い込まれた。大統領の意向に沿って議会が通過させた法案に対して、大統領自らが拒否権を発動するというのは、きわめて異例の事態である。これは、近年チャベス政権に対して最も脅威となっているのが大学生ら若者による抗議行動であり、チャベス大統領が彼らの動向に非常に神経質になっていることの表れであると言えよう。

「開かれること」に抵抗する国会

新国会の発足により議会内に反対派勢力が誕生したことで、議会内の様子は様変わりした。反チャベス派議員が、今までは議場の外でしか出せなかった質問や批判を議場で行い、チャベス派議員や政府閣僚がそれにどう答えるかが国民の目にさらされることになった。2月には、大統領を筆頭に各閣僚が2010年度の年次報告を順次議会で行うことになっていた。昨年までと異なり反チャベス派議員からの実質的な質問が各閣僚に事前に提出されていたが、数時間も話し続けたチャベス大統領をはじめ各閣僚もボリバル革命の成果や「21世紀の社会主義」についてとうとうと話すものの、質問についてははぐらかし、具体的な説明を避ける様子が国民の目にさらされた。

このように新国会では政府へのチェック機能が回復することで、今まで疑問符がつけられてきたベネズエラの「民主主義の質」を高めることが期

待された。しかしチャベス派が支配する旧国会は、上記パケタツとあわせて12月中に国会運営に関する規定変更も行っていった。その内容とは、国会審議の頻度を週2回からわずか月4回に減らすこと、そして法案に対する議員1人あたりの質疑時間を短縮し質問の回数を減らすことであった。また今までは民放にも開かれていた国会テレビ中継を国営テレビ局に限定するとともに、民放や新聞各社の議場への入場を禁止した。国営テレビ局の映像対象の選択には政治的意図が反映されていることが否めないが、民間マスメディアはその国営放送の映像に頼らざるを得ない状況にある。民主主義を深めていくためには、国会での活発な議論、そして国民に対して多様な情報ソースからの幅広い情報開示が不可欠だが、12月の国会内部規定の変更はそれに逆行するものであると言わざるを得ない。

政治犯の釈放と人権尊重を求めて

チャベス政権は反チャベス派の政治リーダー、労組リーダー、学生リーダーなどを数多く逮捕してきた。政治犯の数は2009年には57人にのぼり、ラテンアメリカではキューバに次いで2番目に多かった。

2010年以降、学生を中心とした政治犯釈放のための抗議行動が激化していることもあり、多くが条件付きで釈放されたが、それでも2011年現在政治犯の数は21人と報告されている⁽²⁾。チャベス政権下の政治犯の問題については、米州人権委員会や国際的な人権NGO、諸外国政府などからも憂慮の声や批判が寄せられている。政治犯の釈放を求める抗議集会では、「抗議することは犯罪ではない。権利である」とのプラカードが掲げられていた(写真2)。

政治犯の中でもとりわけ象徴的存在である



写真2 労働者統一デモ行進で掲げられたポスター
「抗議することは犯罪ではない。権利である」
(2011年2月5日、筆者撮影)

のが、チャベス大統領の逆鱗に触れて2009年12月に逮捕されたアフィウニ（María Lourdes Afuni）裁判官と、2010年9月の国会議員選挙で当選した3人の政治犯のケースである。彼らは、学生を中心とした政治犯釈放のための抗議行動のシニョールの存在となっており、チャベス政権下でいかに司法が政府（大統領）に従属しているかを表していると言える。

アフィウニ裁判官は、着服・脱税容疑で逮捕されていた企業家セデニョ（Eligilo Cedeño）を法的証拠不十分と判断して釈放したことがチャベス大統領の逆鱗にふれ、正当な法的根拠や手続きなしに逮捕された。司法や検察が大統領に従属していることの証左である。チャベス大統領は、「ア

フィウニ裁判官がセデニョを釈放したことは30年の刑に値する」とテレビ・ラジオで激高した（*El Universal*, 12 de diciembre, 2009）。アフィウニ裁判官の逮捕は、釈放の見返りに賄賂を受け取った汚職容疑ということになっているが、その後の調査で贈賄の証拠は見つかっていない。

一方国会議員に選出された3人の政治犯、ピリエリ（Biaggio Pilieri）、サンチェス（José Mazuco Sánchez）、アレマン（Hernán Alemán）のケースも歪んだ司法のありかたを示している。彼らは政治犯として拘束された状況下で反チャベス派政党から国会議員選挙に立候補して当選した。憲法では国会議員の刑罰免除に関する議員特権が明確に規定されているにもかかわらず、それが無視され、彼らは議員としての活動ができていない。

司法が政治的に歪曲されているか示す好例として、ピリエリ（反チャベス派政党連合MUD[Mesa de la Unidad Democrática, 民主統一円卓会議]傘下の変革党[Convergencia]所属、ヤラクイ州から立候補）のケースを見てみよう。ピリエリはヤラクイ州ブルスアル市の市長時代の公金不正使用の容疑で逮捕された。2010年12月にヤラクイ州の地方裁判所で1回目の裁判員裁判（裁判官1人と市民裁判員2人が参加、3人が等しい決定権をもつ）が行われ、市民裁判員2人が証拠不在のため無罪としたが、上告裁判所が「裁判官が判決理由を説明しなかった」としてその判決を無効として裁判やり直しを求めた。12月末の2回目の裁判員裁判でも、同様に市民裁判員2人が検察が証拠を提示できなかったとして裁判官に無罪判決の意思を伝えたところ、裁判官は「その判決は下せない」と言って結審日に「急病」にかかり欠席した。それを受けて最高裁は、「結審日に裁判官が判決文を読み上げなかったため、同



写真3 労働者統一デモ行進で、逮捕・拘束されている労組リーダー達の
釈放を求める人たち（2011年2月5日、筆者撮影）

裁判は無効、カラカスにて3回目をやり直す」との決定を下したのである（*El Nacional*, 14 de enero, 2011）^③。ピリエリはその後、後述する学生の抗議行動の結果「条件付き自宅待機」が認められたものの、釈放されたわけではなく、国会議員に就任することもできていない。これは、司法がいかに政府（チャベス大統領）に従属し、歪められているかを示す例である。仮にピリエリが有罪だったとしても、憲法は議員特権を明確に規定しており、ピリエリを釈放して国会議員の活動をさせないのは、憲法違反である。

これらの政治犯の釈放と、米州機構（OAS）人権委員会にベネズエラの人権抑圧の状況を調査するよう求めて、1月末からカラカスにあるOAS支部前をはじめ全国各地で大学生がハンストを決

行した。過去2年ほどベネズエラでは反政府抗議行動の手段として、学生や労働者などがハンストに訴えるケースが増えている。なかには、食べ物を口にしないことを証明するために、両唇を縫い合わせる過激なケースもある。2010年8月には、自らの農場接収に抵抗して長期ハンストを行っていた農場主ブリト氏（Franklin Brito）が死去し、大きな衝撃を与えた。にもかかわらず、それ以降もハンストがチャベス政権に対する抗議手段として拡大しているのは、抗議集会や行進のリーダーが、公序を乱した、あるいは扇動したとのかどで逮捕される「政治犯」が増えたためである。

政治犯の釈放を求める学生のハンストには全国で80人以上が参加し、政府からの譲歩がないまま長期化した。ハンストが22日目に突入した日、

3人の学生の体調が悪化して救急搬送されたことで事態は一気に緊迫化し、学生たちは翌日に抗議行進を実施することを発表した。このようななかでエル・アイサミ（Tareck El Aissami）内務司法大臣は学生に対して譲歩せざるをえない状況に追いこまれた。アフィウニ裁判官については、学生ハンストのプレッシャーもあり、2月半ばには獄中で体調を崩していたアフィウニ裁判官の手術および術後の自宅待機を許可していた。加えてハンスト23日目にエル・アイサミ大臣は、上述した政治犯ピリエリ氏をはじめ複数人の政治犯を条件付き自宅待機にするとともに、政治犯の家族らとの間で話し合いをもつことなどを受け入れた。

中東情勢とチャベス

最後に、最近の中東情勢がベネズエラに与えている影響についてふれたい。チュニジア、エジプトと2カ国続けて長期独裁政権が民衆の手によって倒された光景は、ベネズエラにおいても注目された。1人の人物が長期にわたって政権を支配することが民衆によって否定され、その結果政権が倒れたことは、2012年に四選をめざし、長期政権化をめざすチャベス大統領にとっては好ましくない出来事であったであろう。とりわけ軍が大統領への忠誠を守らず政治的中立を維持したことがムバラク失脚をもたらしたエジプトのケースは、ベネズエラ人にとってはデジャブを呼び起こすものであった。というのも、2002年4月にチャベス大統領が政権を追われたものの2日後に復権するという「4.11政変」に酷似しているからである。当時チャベス退陣を求める反チャベス派市民による非武装の大規模抗議行進が大統領府に向かっていったが、それを阻止するために、チャベス大統領が軍に対して戦車の出動や武器の使用を命令したことが、政変の発端であった。それに対して軍高

官らが、非武装の市民に対する武器使用命令は受け入れられないとして拒否し、さらに「ベネズエラ人は民主主義や基本的人権をふみにじるいかなる政府も拒否することができる」という憲法第350条にのっとり、チャベス大統領の辞任を要求したのである。ムバラク大統領が失脚したあとにチャベス大統領は国営放送で「エジプトとベネズエラを比較するのは馬鹿げたことだ。ベネズエラはエジプトとは違う」と否定していたが、彼自身もデジャブを禁じ得なかったのだろう。

リビアのカダフィ大佐については、ベネズエラ亡命説まで報道されたが、それはチャベス政権がカダフィ大佐との間に親密な友好関係を築いてきたからである。両者の間には、社会主義・反帝国主義・ナショナリズムといったイデオロギー的類似点、軍をバックにした長期政権という類似点、そして産油国の共通利害もある。チャベス大統領は今までに6回リビアを訪問している。チャベス大統領は、「公平で人権を尊重する世界の構築に貢献した」としてカダフィ大佐からリビア国際人権賞を授与され、リビアの大学から名誉博士号も受けている。2009年にはベンガシ市近郊に「ウーゴ・チャベス・サッカースタジアム」も完成した。一方カダフィ大佐が2009年ベネズエラを訪問した際には、チャベス大統領はベネズエラの独立の父シモン・ボリバルの刀のレプリカを贈呈している。

チャベス大統領とすれば盟友カダフィ大佐を熱烈に支持したいところであろうが、カダフィ大佐による反政府派市民の大量殺戮などの非人道的報道が世界を駆けめぐるなか、その政治的成本はあまりにも高い。そのため当初チャベス大統領はカダフィ大佐のベネズエラ亡命を否定したのみで沈黙を守っていた。しかしカダフィ大佐の巻き返しが伝えられるなか2月末にはカダフィ支持を

表明し、3月初めには国際仲裁団の結成を提案してALBA諸国⁽⁴⁾の外相を急遽カラカスに集め話しあった。しかし国際社会の大役に名乗りを挙げたものの、ALBA以外の諸外国やリビア内の反カダフィ勢力からは相手にされていない。4月27日にはカダフィ大佐のミッションが国際仲裁を求めてベネズエラに到着したが、このニュースは国内外であまり大きく取り上げられておらず、今後どのように展開するかは現時点で不明である。

カダフィ大佐との関係は、チャベス大統領にとって舵取りの難しい問題である。チャベス大統領自身、政治犯の逮捕やマスメディアへの抑圧、軍備拡張や「ボリバル革命を守るための」義勇兵の招集など、その人権尊重の意識の低さや軍事主義が国内外より批判されている。カダフィ大佐が非人道的な抑圧を続けることで政権維持に固執すれば、盟友であるチャベス大統領も同類として見られ、ベネズエラ国内の人権状況に対する見方はより厳しいものになるだろう。

注

- (1) 一般法よりも重要な法律は組織法として規定される。制定および改正には議席数の3分の2の賛成が必要で、一般法よりも基準が厳しい。国会が組織法として成立させたのちに最高裁憲法廷が組織法の基準に該当するかを判断する。しかしその判断には明確な基準はない。
- (2) Venezuela Awareness Foundation (www.venezuelaawarness.com) 2011年4月23日アクセス。
- (3) 判決の詳細については、2回目の裁判が無効にされカラカスに移されることを知った市民裁判員2人が反発してマスメディアに暴露した。
- (4) ALBA (Alianza Bolivariana para los Pueblos de Nuestra América) チャベス大統領の強いリーダーシップにより結成されたラテンアメリカ・カリブ9カ国のグループ。

参考文献

- 坂口安紀 [2010] 「ベネズエラ 2010 年国会議員選挙」『ラテン・アメリカレポート』Vol.27 No.2, 2010年12月号 14-27 ページ。

(さかぐち・あき/アジア経済研究所
在ベネズエラ海外調査員)